

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

住みたい、住み続けたいと感じられる住環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県葦北郡芦北町

3 地域再生計画の区域

熊本県葦北郡芦北町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地理的及び自然的特性】

本町は熊本県の南部に位置し北側の八代市、南側の水俣市・津奈木町との境を山々に隔てられ、東側は球磨川を境とし、西側は不知火海に面している。

東西16.6キロメートル、南北25.4キロメートル、総面積234.01平方キロメートルを有する本町は、東西南北を山、川、海によって区切られた一つの領域になっている。この領域には標高200メートルから900メートル前後の山々が連続しており、平地が少なく、町土の約8割が山林となっている。

平地は、海岸及び河川の流域に分布するのみで、それ以外のほとんどが丘陵山岳地帯で、町の西岸は芦北海岸県立自然公園に指定されている。

産業は、農林水産業が基幹産業であり、恵まれた自然環境の中、全国的なブランドの甘夏・デコポンなどの果樹、大関米、あしきた牛などの農畜産物生産やチリメン、エビ等の水産物加工が盛んな地域である。

また、万葉の時代から「葦分（あしきた）の国」として知られ、古くから九州南部への海・陸両路の重要な拠点であったことがうかがえ、さらに大陸文化との交流形跡も見られるほか、近世には肥薩国境の要衝の地となり、城下町として、あるいは宿場、商い場、湯治場として栄え、県南の政治・経済・文化の中心として栄えた土地である。

4-2 地域の課題

人口減少が顕在化した本町で、人口増加に転じる施策展開は困難を極めるものであり、転入・転出の差である社会増減の転出超過をいかに抑えるかが、人口減少対策の大きな柱となる。

町内においては、宅地所得が困難な場合や、借地においても家賃が高いなどの理由により、町外に転出する例も多くみられており、町内に住みたい方の願望がかなうような方策を検討する必要がある。

情報インフラの充実は、移住や企業誘致を進める場合に必須ではあるが、インフラ整備は民間事業者主体で行われており、今後は行政が積極的な関与を行うことで普及・拡大を図り、これまでにない人の流れを創り出す必要がある。

今後、人口減少が加速し、特に山間部においては集落維持機能の低下が懸念されることを踏まえ、地域と地域をつなぐ公共交通の確保や広域的な連携を推進するとともに地域住民が自らの意思によって地域を守り、住み続けられる活動を支援する必要がある。

このことから、本町の総合計画では「すべては、次代を担う子どもたちのために」～豊かさと誇りを未来へ～を基本理念と位置付け、郷土の豊かな自然と歴史・文化に誇りを抱き、自信を持って次代を生きる子供たちに魅力あふれる郷土を受け継ぐことができるまちづくりを進めるとともに、住民と行政がともに連携し、芦北町に住みたい、住み続けたいと感じられる個性の輝くまちづくりを推進する。

また、地域に愛着と誇りをもち活力みなぎる人材を育み、定住人口及び交流人口の増加や就農人口の増加に取り組んでいる。

しかし、家屋が点在する山間地域においては、まだ汲み取り便所が多く、また農業集落排水施設については、機器・施設の老朽化が進み、水質の悪化や農作物への被害が懸念されており、浄化槽の普及と施設の機能保全は極めて重要な課題である。

また、本町では平成17年に全国に先駆けてホタル保護条例を制定し、町内八カ所の河川をホタル保護区域河川に指定して、町が委嘱しているホタル保護監視員や関係団体、地元の高校生等によるホタルの生育状況調査及び会議での発表会等、住民と町が連携して、河川及び海岸等の環境保全活動に取り組んでいる。

このように、本町の魅力の一つである自然豊かな環境を次世代に引き継ぐため

の大事な要素となる汚水処理システムの整備を推進するとともに、汚水処理人口普及率を向上させて、より衛生的な生活環境の改善を図ることが重要である。

4-3 計画の目標

【概要】

こうした中、農業集落排水施設については、芦北町農業集落排水施設最適整備構想に基づき、老朽化した施設の更新を行うことで維持管理コストの低減を図る。

また、未接続世帯に対しては、引き続き町の広報等による積極的PRを行い、農業集落排水が果たす環境への役割をPRすることで接続を促進し、人口減等の将来を見据えた経営基盤の安定化を図る。

また、浄化槽整備の推進により、汚水処理施設の普及促進を図り、清潔かつ快適で生活しやすい良好な住環境を維持し、河川への生活雑排水の流入を抑え水質の保全を図り、住みたい、住み続けたいと感じられる住環境再生を目指す。

【数値目標】

(目標1) 汚水処理人口普及率の向上

現状 73.3% (令和5年度) ⇒ 目標値 74.5% (令和11年度)

(目標2) 移住定住者数の増加

現状 40人 (令和5年度) ⇒ 目標値 65人 (令和11年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

農業集落排水施設は伏木氏、芦北、米田、花岡東、内野、女島地区の6地区に設置され、平成5年7月から順次供用開始されている。平成30年度に策定した農業集落排水施設最適整備構想に基づき、施設の長寿命化対策として、躯体の防食・防水塗装や電気・機械設備の機器の更新等、経済的かつ効果的な対策工法と対策時期を選択して実施する。

浄化槽については、芦北町全域のうち、農業集落排水処理地域を除く浄化槽対象地域において、令和6年3月末現在で、5,567世帯のうち3,308世帯が設置済である。

今後、これらの更なる整備を一体的に推進することにより、生活環境の改善を図り、移住、定住並びに新規就農者等の促進に努める。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

- ・ 農業集落排水施設整備・・・令和6年2月に事業計画策定
- ・ 個人設置型浄化槽整備・・・令和6年2月に事業計画策定

[事業主体]

- ・ 熊本県葦北郡芦北町

[施設の種類]

- ・ 農業集落排水施設
- ・ 個人設置型浄化槽

[事業区域]

- ・ 農業集落排水施設・・・芦北町芦北、米田、女島、花岡東、内野、伏木氏
- ・ 個人設置型浄化槽・・・芦北町全域（ただし、農業集落排水区域を除く）

[事業期間]

- ・ 農業集落排水施設・・・令和7年度～令和11年度
- ・ 個人設置型浄化槽・・・令和7年度～令和11年度

[整備量]

- ・ 農業集落排水施設・・・躯体防水・防食工一式(仮設工含む)、中継ポンプ一式、
処理方式の改善(回分式から浄化槽へ改善)
- ・ 個人設置型浄化槽・・・175基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・農業集落排水施設・・・農業集落排水施設整備区域で3,497人
- ・個人設置型浄化槽・・・芦北町全域（農業集落排水施設整備区域を除く）で
11,642人

[事業費]

- ・農業集落排水施設

事業費 1,427,000千円（うち交付金713,500千円）

- ・個人設置型浄化槽

事業費 96,000千円（うち交付金 32,000千円）

合計 1,523,000千円（うち交付金745,500千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

指標	令和5年度 (基準年)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
汚水処理人口 普及率(%)	73.3	73.7	73.9	74.1	74.3	74.5
移住相談会参 加者数(人)	47	52	57	62	67	72

毎年度終了後に、汚水処理人口普及率は本町が普及状況調査を行い、農業集落排水施設における維持管理経費は実績により、速やかに把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

農業集落排水施設及び浄化槽を一体的に整備することで、個別に整備するのに比べて効率的且つ効果的な施設配置が可能となり、整備コストの縮減が期待できるとともに、将来の人口減少等を見据えた最適な事業運営ができる。

また、町内全域において安定的な汚水処理サービスを受けることができ、安全、安心な生活環境が確保されることで、汚水処理人口の普及や移住定住の促進といった地域再生の目標達成に資するという点で、先導的な事業となっている。

(デジタル社会の形成への寄与)

ICT を活用した現場作業の推進 (GPS を活用した測量、電子レベルによる高さの管理等) 及び、処理施設内にモバイルカメラを設置し、各デバイスで常時監視することで維持管理の効率化及び省力化を図る事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「住みたい、住み続けたいと感じられる住環境再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 空き家活用推進事業

事業概要 空き家の活用及び移住定住の促進を目的に、町が運営する移住定住特設サイト内の空き家バンクに登録されている空き家の改修費用や残存家財及び樹木等の処分費の一部を助成する。

実施主体 芦北町

実施期間 令和7年4月～

(2) お試し住宅事業

事業概要 遊休公共施設や寄付等により行政所有とする空き家を改修し、お試し移住希望者への貸し出しを実施する。

実施主体 芦北町

実施期間 令和7年4月～

(3) 移住定住促進事業

事業概要 移住サポーター制度等の立ち上げにより相談者から移住後のフォローまでを一体的にフォローアップする仕組みを構築する。

実施主体 芦北町

実施期間 令和7年4月～

(4) 結婚・定住支援事業

事業概要 民間企業と共同で婚活イベントを行うとともに、婚活イベントを実施する町内の団体に対して、熊本県結婚チャレンジ事業費補助金を活用した支援を実施し、移住定住を促進する。

実施主体 芦北町

実施期間 令和7年4月～

(5) 地域おこし協力隊事業

事業概要 地方創生の取組みの一環として、町外からの人材の力を活用し、SNSを活用した町の情報・魅力発信などの取組みや地元団体、高校等と連携した特産品の商品開発に取り組み、地域の活性化に繋げる。

実施主体 芦北町

実施期間 令和7年4月～

(6) 経営開始支援資金及び経営発展支援事業

事業概要 新規就農者が、就農後の経営確立及び経営発展を図ることを目的に資金を交付する。

実施主体 芦北町

実施期間 令和7年4月～

6 計画期間

令和7年度から令和11年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3に示す地域再生計画の目標については、計画期間中の中間年度及び計画年度終了後に芦北町が必要な調査を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な基礎データは、芦北町の統計データ等を用い、中間評価、事後評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和5年度 (基準年度)	令和9年度 (中間年度)	令和11年度 (最終目標)
目標1 汚水処理人口普及率(%)	73.3%	74.1%	74.5%
目標2 移住定住者数	40人	55人	65人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
汚水処理人口普及率	芦北町住民基本台帳及び上下水道課汚水処理集計システムデータより集計
移住定住者数	移住定住者件数集計データより

・目標の達成状況以外の評価を行う方法

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4-3に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の結果をインターネット(芦北町ホームページ)により公表する。